平成２９年（フ）第３３３８号
東京都西東京市田無町３丁目９－６－402
債務者　森　　尚之
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４０号
東京都葛飾区東水元４丁目７－９　グリーンハイツⅠ103
債務者　西畑　幸見
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４１号
東京都東大和市清原２丁目１－２－301
債務者　藤原みち子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８号
静岡県浜松市浜北区中条604番地の２
債務者　山本二三夫
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８１０号
横浜市栄区野七里２丁目12番２号
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２４号
横浜市保土ケ谷区川島町1472番地　西原アパート５棟101号
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８７号
神奈川県大和市南林間４丁目14番３号　桜ハイツ201号
債務者　高村　三郎
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８８号
神奈川県大和市南林間４丁目14番３号　桜ハイツ201号
債務者　高村　美香（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６４０号
千葉県松戸市日暮２丁目８番地の７　エクセル飯沼105号
破産者　菅野　　徹
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６４１号
千葉県松戸市六高台７丁目60番地　ハートフルシティ２－512号
破産者　有限会社北総基業
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７０７号
千葉県柏市豊四季678番地140　フローレンス柏201号
破産者　毛野　恵一
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目15番40－106号
破産者　髙橋　史和
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３６２号
東京都中央区東日本橋２丁目８番４号
破産者　株式会社ワイツウ
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３６３号
東京都多摩市永山４丁目４番地　８－204、開始決定時の住所東京都江東区東砂１丁目１－１－535
破産者　鈴木　吉政
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４９０号
横浜市中区元町２丁目96番地１号
破産者　株式会社メルカート
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６０号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目14番30号
破産者　株式会社富士工務店
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県西宮市浜松原町２－６
破産者　有限会社スリーエス
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５号
鳥取県鳥取市雲山296番地38、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺133番地58
破産者　太田　二郎
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部